

# V

## 屋外広告物

屋外広告物の掲出にあたっては、安全性を十分確保するとともに、掲出する場所や周辺景観の特徴を読み取り、まちなみに調和するデザインにすることが重要です。

詳しくは「吹田市屋外広告物ガイドライン」を参考にしてください。

### 周辺景観の特徴を読み取り、まちなみに調和するデザインを施す

- ・ 景観特性を読み取り、周辺からの見え方などを考慮したデザインを施しましょう。
- ・ 屋外広告物ガイドライン第4章、第5章の場所別の配慮事項をご確認ください。

### まちなみに適した必要最小限の大きさとする

周囲のまちなみに適した大きさにする



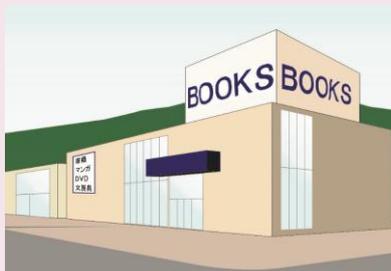
駅前のまちなみに配慮し、広告物の色や大きさ、配置を工夫した例

まちのスケールに適した必要最小限の大きさにする



歩行者からの見え方に配慮した例

### ▶▶ 視点場からの眺望を尊重しましょう



敷地の後背地などに丘陵地等がある場合は、丘陵や緑地等への眺めを阻害しないように、広告物の規模や設置位置を工夫するなど配慮しましょう。

### ▶▶ 窓面への掲出は控えましょう

窓面全面を覆う掲出や無秩序な掲出は景観阻害要因となります。

屋内から掲出する広告物も屋外広告物と同様に、建築物のデザインを損なわないように配慮し、閉鎖感や圧迫感を与えないようにしましょう。必要な広告物は壁面などにあらかじめ計画的に設置するようにしましょう。



## 建築物又は設置する場所と一体的なデザインを施す

- ・ 建築物の外観意匠との不調和は、まちなみを乱す要因となります。建築物と一体感を持たせるように工夫しましょう。
- ・ 計画段階から屋外広告物を含めたデザインを考え、建築物の外観全体がまとまるようにしましょう。

奇抜なデザインは避け、建築物と一体感のあるものにする



サインと庇の色を合わせ、建築物と一体感を持たせた例

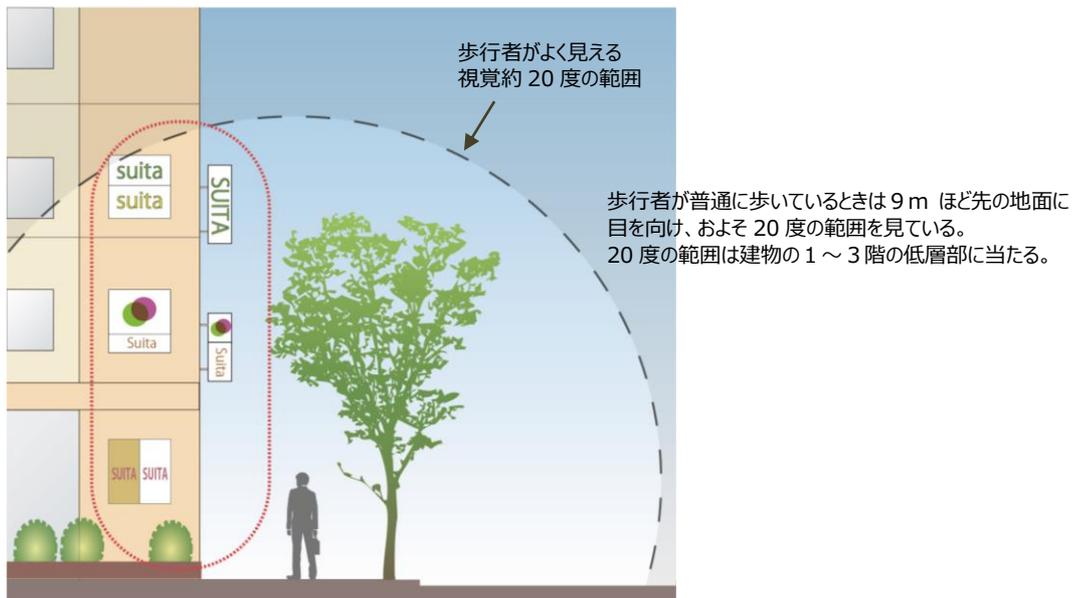
建築物やまちなみ等との一体感を高めるようにデザインや大きさ等を工夫する



外観意匠と広告物のデザインで一体感を創り出している例

歩道に面する広告物は3階以下に掲出し、沿道のにぎわい形成に配慮する

- ・ 歩道付近に面した場所に掲出する場合は、歩道上から4階以上の部分には目が行きづらいとされています。できるだけ3階以下に掲出し、低層部のにぎわいの演出に繋がせていきましょう。



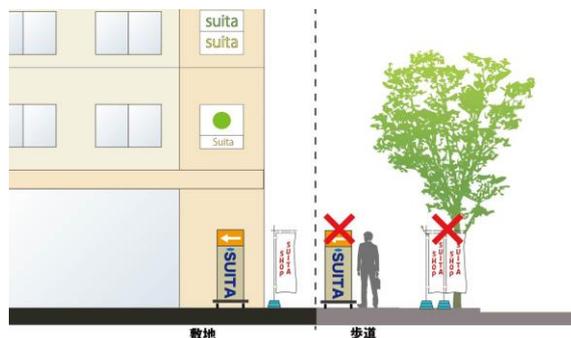
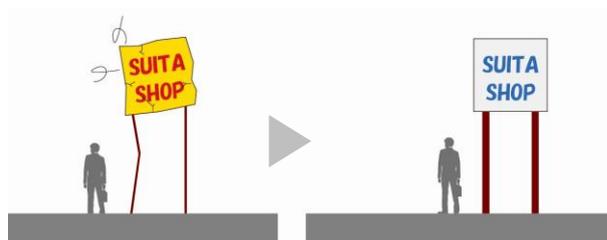
参考：「屋外広告の知識／デザイン編」（屋外広告行政研究会編）

## 建築物の外壁に調和し、安全で耐久性のある材質を使用する

- ・ 広告物を掲出する全ての方は安全管理義務があります。定期点検を行うことで、落下や破損による事故を未然に防ぎ、適正な維持管理と責任ある安全管理に努めましょう。
- ・ 歩道に面して広告物を掲出する場合は、歩行者や自転車の通行の妨げにならないよう、敷地内に設置しましょう。

盤面や広告物の構造体等の亀裂や腐食に注意し、安全管理に努める

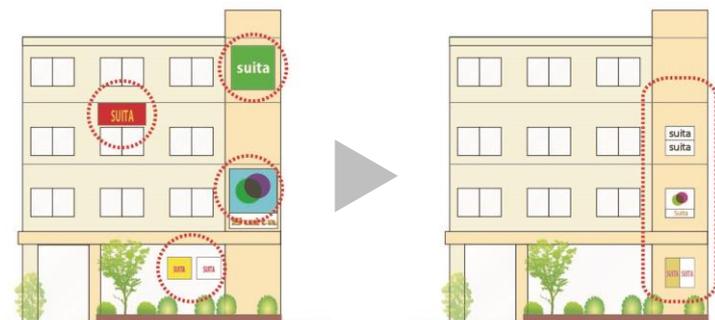
歩行者や自転車、緊急車両等の妨げにならないように敷地内に配置する



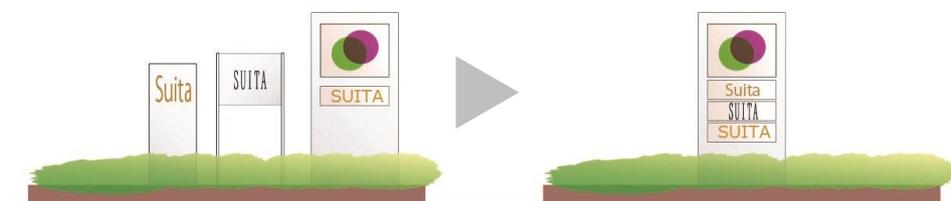
## 設置する数量を極力少なくする

- ・ 壁面や建築物周りに過多の掲出をすることはまちなみを乱す要因となります。広告物の整理や集合化を図るなど、必要最小限の掲出にしましょう。

統一感を持たせ、最小限の数にする



地上に設置する広告物を整理、集合化する



## 複数設置する場合は、統一感を持たせること



外壁デザインに合わせて複数の広告物を集合配置した例



テナント等の店舗名を集合配置した例

## 表示する情報量の整理に努める

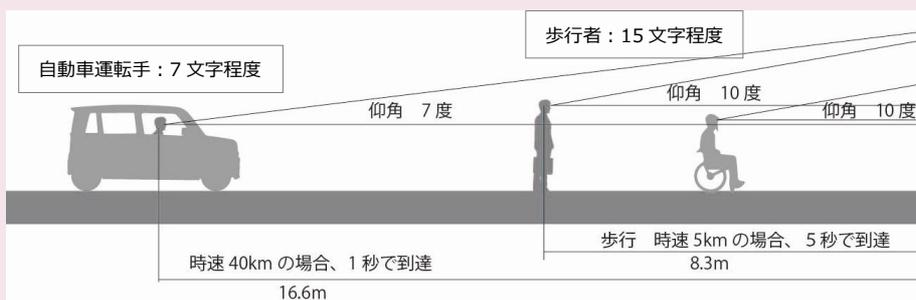
- ・情報があふれることで、広告の効果を半減させるだけでなく、掲出費用や維持管理の負担も増加します。同じ情報の反復は避けましょう。

繰り返して広告物を掲出することは避け、わかりやすく整理して表示する



### ▶▶ 適切な文字数とは

歩行者が瞬間的に判読できる文字数は15文字程度、自動車運転手の場合は走行速度40kmの場合で7文字程度とされています。屋外広告物の文字数は15文字以内としましょう。



参考：「屋外広告の知識／デザイン編」（屋外広告行政研究会編）

## 表示する文字、図柄などは、良質なデザインを施す



建物デザインに合わせたデザイン性のある箱文字サインの例



外壁の板材と調和し、良質なデザインとしている例

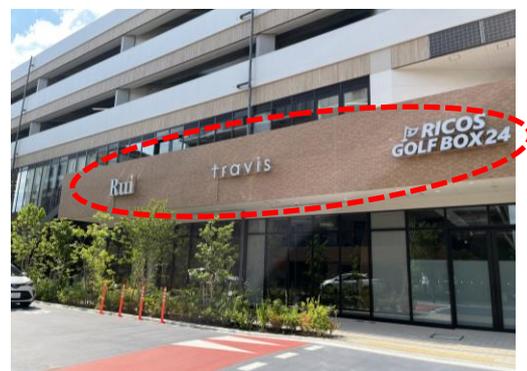
## 色数は極力少なくし、色彩はコントラストの強い配色を避ける工夫をする

- ・ 鮮やかな色彩が氾濫すると、建築物の外観意匠やまちなみが雑然としやすくなります。周囲との調和に配慮して、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色は避けましょう。

地色は控えめな色彩で統一して、まちなみに配慮する

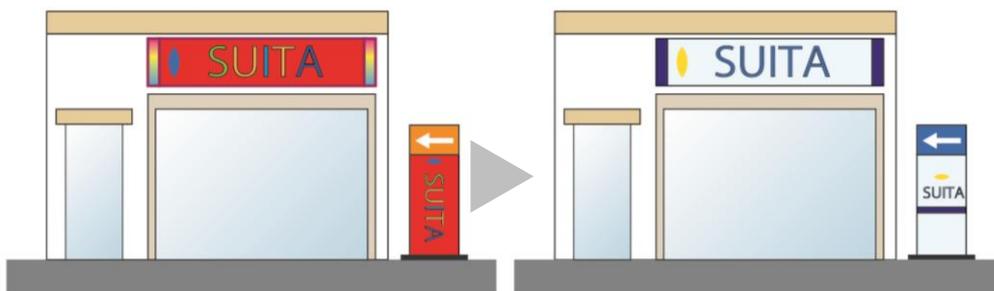


外壁のデザインに合わせて一列に配置し、盤面の地色を白色に統一した例



外観の色彩に合わせてシンプルな箱文字サインを配置した例

大きな面積に高彩度(彩度 10 以上目安)の使用を避け、明度差等により視認性を高める



### ▶▶▶ 配色効果

色相が対比する補色(例、赤:緑、黄:紫)の組合せは、互いに引き立て合い、文字色と地色に配色すると読みやすくなりますが、純色同士など明度が近い場合は、ハレーションを起こし不明瞭になります。

文字色と背景色ではっきりとした明度差を付けるなど、色を見分けられるようにする配慮が重要です。

補色の組合せで明度が近い場合

スィタ整形外科

同じ色相で明度差をつけた場合

スィタ整形外科

## まちなみと調和する夜間景観とし、照明の数量や光源の見え方にも配慮する

- ・必要以上に広告物を照らすと、まちなみから浮き出てしまうなど、光害になることもあります。周辺環境に配慮した輝度とするほか、見え方に留意し、目立たせすぎない工夫をしましょう。
- ・原則、高層部への設置を避けましょう。

### 最小限の照明で目立ちすぎないように工夫をする

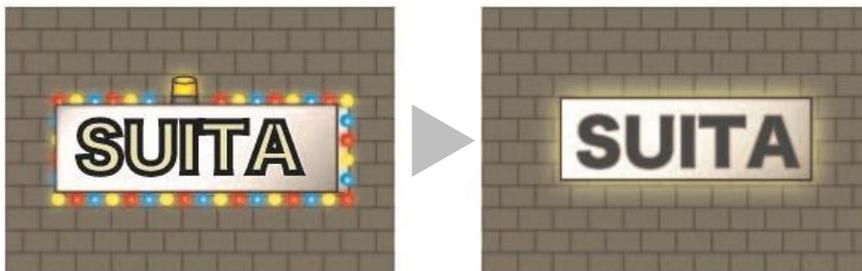


内照式で効果的に表示している例



間接照明を用い、背景を面として照らすことでサインを浮き立たせた例

### 周囲に悪影響を及ぼさない照明方法にする(点滅照明や回転灯等は避ける)



### ▶▶▶ 映像装置付き広告物(デジタルサイネージ)

映像装置付き広告物（デジタルサイネージ）は、1基の設置で多様な内容を表示することができる一方、昼間だけでなく夜間も周辺環境に大きな影響を与えるため、商業地や人の往来の多いターミナル周辺での使用を原則とし、住環境への配慮が求められる地域では設置しないでください。

#### 〈吹田市屋外広告物条例〉

- ・ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域などは禁止区域。
- ・ 重点制限区域（第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域）では光源が点滅するもの、光源（ネオン管に限る。）が露出するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと。

上記以外の地域で表示可変式等の広告物を表示等する場合は、以下に配慮しましょう。

#### 具体的な配慮事項

- 住環境への配慮が求められる地域には設置しない。
- 壁面広告物、地上設置型広告物のみとし、突出広告物は不可とする。
- 壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態・意匠とし、低層部での設置を基本とする。また、窓面をふさがないように設置することとする。
- 地上設置型とする場合は、ヒューマンスケールに配慮した高さや幅とする。ただし、これによらない場合は本市との個別協議により決定するものとする。また、通行の妨げにならない設置位置とする。
- 連続して設置しない。
- 昼間と夜間の見え方等に配慮し輝度を調整する。（夜間は 800cd/m<sup>2</sup>以下を目安とする）
- 自動車運転の視線、交通信号、交通標識等に影響を与えないよう、派手な色彩や点滅、動きの速い動画は避ける。
- 原則、音は出さない。
- 周辺環境に応じて適切な消灯時間を設定する。